

折衝することに決し午後三時散會した

在満諸機構改正實施決定

【一・五】帝國の滿洲國に於ける治外法權の撤廃並に滿鐵附屬地行政權委譲に伴ふ在滿日本行政機構改革に關する諸命令案は廿六日の閣議に於て正式決定を見十二月一日公布即日施行さるゝこととなつたがその内容左の如し

一 關東局官制中改正の件

イ 關東局は現在の司政部、監理部、警務部の三部中警務部を廢す

ロ 關東廳は現在の內務警察兩部の外に新に財務、土木兩部を増設する

ハ 大連民政署を廢止し從來民政署の取扱つてゐた稅務事務、國有財產管理事務は大連稅務署を新設して取扱はしむ

ニ 大連市は關東州廳の直轄とする

ホ 州内全般に亘り民政署系統の登記事務、公證事務は關東法院に移す、但し大連市に限り公證人制度を設く

(公證人一人を置く(公證人令))

ヘ 従來の附屬地所在の警察署、郵便局、稅務署、專賣局支局、觀測所支所、救療所保健所、權度所、爲營管理所等を廢止しそのため約五千五百人の人員を關東局より滿洲國へ委譲する、現在關東局の人員は定員八百六人(經常、臨時合計)であるがこの委譲のため二百四十七人が減少するわけである、更に殘員の中四十名は關東局から州廳へ移る

二 教育行政の變更に伴ひ改正令

イ 日滿條約に於て日本側に留保された神社教育に關する行政は在滿日本大使館に於て、之れを行ひそのため若干名の教育行政職員を大使館内に置き之を教務部となし併せて神社行政、兵事關係をも司る、右は日本側

青少年滿洲國移民計畫

【一・六】滿洲移民第一期五ヶ年計畫は支

に於ては總理大臣、外務大臣の共管とする

學校の維持管理は學校組合(滿洲國行政區に準據して約十五)及び學校組合聯合會(新京に一つ)を置き之に當らしむ、學校組合は初等學校同聯合會は中等學校に關する事務を司る、右はいづれも公法人であつてその地域内の教育行政を受くべき日本人は當然に組合員となる、組合費は強制的に徴収される、之れがため在滿學校組合令を公布する、その經費は昭和十三年度(康德五年度)は約一千萬圓であつて該組合は日滿兩國國庫、滿鐵、その他の寄附によるがその割當額は目下折衝中である

イ 在滿邦人の便宜を計るために當分の間現在滿洲にて日本の郵便局が取扱つてゐる簡易保險、郵便年金、恩賜支拂、債券元利金支拂等の事務を滿洲國郵便局に委託するための規程を設ける、尙このため滿洲國と日本との交渉の任には關東局が當ることとなり

なる

郵便年金事務滿洲國委託

【一・七】南滿洲鐵道附屬地行政權は一日を期し、よ／＼滿洲國に移譲され同地の日本郵便局が十一月末限り廢止されるの

で滿洲國內在住の本邦人の簡易保險及び

申込や保険金又は年金の支拂等が出来る

されることとなつた、其の結果滿鐵附屬地其の他日本人の密集してゐる居住地では滿洲國内に於て前と同様に契約の郵便年金の取扱は一日から滿洲國に委託される

されることである

青少年滿洲國移民計畫

【一・八】滿洲移民第一期五ヶ年計畫は支

那事變による農村の實情に鑑み一部を延期することになつたが滿洲に於ける情勢を進めるなど、醉内における練後の設備は着々強化されてゐる

肥料配給法朝鮮に適用

【一・九】卅日の閣議に於て決定せる朝鮮臨時肥料配給統制令は内地に施行されてゐる臨時肥料配給統制令の第一條を除き朝鮮總督の制令を以て朝鮮に施行されるものである

拓殖者では關係方面と更に慎重協議し

た上計資案を決定追加算として提出す

ることになつたが計資案は明年度に於て算闇議に於て同計資案につき説明追加豫算提出につき説解を求めて承認を得たの

で拓殖者では關係方面と更に慎重協議してある

【一・一〇】卅日の閣議席上大谷拓相より滿洲國に委託する通信業務及び附帶業務に關する件

イ 在滿邦人の便宜を計るために當分の間現在滿洲にて日本の郵便局が取扱つてゐる簡易保險、郵便年金、恩賜支拂、債券元利金支拂等の事務を滿洲國郵便局に委託するための規程を設ける、尙このため滿洲國と日本との交渉の任には關東局が當ることとなり

なる

【一・一一】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

農村事情を考慮すると農村の人的資源問題は極めて重大であると思ふ、仍て

移民計畫の遂行に當つては農村の實情に對し有馬農相は

移民の必要性は充分認められるが事變下の

農村事情を考慮すると農村の人的資源問題は極めて重大であると思ふ、仍て

移民計畫の遂行に當つては農村の實情を充分考慮の上萬全を期せられた

旨の意見を述べた

【一・一二】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一三】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一四】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一五】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一六】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一七】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一八】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・一九】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二〇】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二一】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

税關執務時間改正は去る十月一日より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

に留むべく招魂社または忠靈塔の建立計画を進めることなく醉内における練後の設備は着々強化されてゐる

肥料配給法朝鮮に適用

【一・二二】卅日の閣議に於て決定せる朝鮮臨時肥料配給統制令は内地に施行されてゐる臨時肥料配給統制令の第一條を除き朝鮮總督の制令を以て朝鮮に施行されるものである

拓殖者では關係方面と更に慎重協議してある

【一・二三】卅日の閣議席上大谷拓相より臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二四】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二五】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二六】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二七】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二八】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・二九】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三〇】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三一】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

し直ちに新聞記事掲載を禁止し警察部員太宰通譯その他が同船に至り取調を進められたが該貨物船はソ聯セガリスから

チャータードした貨物船モール・コット號

(六、三〇〇トン)と云ひラジオ出帆後

北極ホワイド木材一萬石を積込みウラジ

オに歸航の途中食料品缺乏のため太泊に

臨時肥料配給統制令は内地に施行されてゐる臨時肥料配給統制令の第一條を除き朝鮮總督の制令を以て朝鮮に施行されるものである

肥料配給法朝鮮に適用

【一・三二】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三三】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三四】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三五】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三六】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三七】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三八】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・三九】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである

【一・四〇】卅日の閣議に於て決定せる臺灣

に於ける西部標準時の時差撤廢により

明治四十二年勅令第廿二號により規定さ

れる執務時間を五月一日より九月三十日までは午前九時より午後三時、十月一日より四月三十日まで午前十時より午後五時、但し土曜日は午後四時までに改正されるものである